上三筆について次の図に示す部分に限る。）、青垣町大名草字芦谷二〇五三の二（次の図に示す部分に限る。）、二〇五三の三から二〇五三の八まで、二〇五三の三六、二〇五三の三七、字アケ二〇五二の一から二〇五二の三まで、二〇五二の五、二〇五二の六、二〇五二の一〇から二〇五二の一二まで、字ゼナガ二〇六一の三、字ソゞラ二〇八四の一、二〇八四の二、字湯舩二一〇六の一から二一〇六の四まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西山一の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県丹波市氷上町三原字向山一の三・一の八・一の一一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市福成寺字ダン五七八の一、五七八の五、五七九の一、五八七の一、五八八、六〇四、六〇五、六〇五の一から六〇五の六まで、六〇六から六〇八まで、六一一、六一四から六一九まで、六一九の一、六二〇から六二二まで、六二二の一、六二四、字巍山六二五の一から六二五の三まで、六二六の一から六二六の四まで、六二七の一、六二七の二、六二八の一から六二八の三まで、六二九、六三〇、字尻マリ六三一、六三一の一から六三一の五まで、六三一の八、六三二から六三四まで、六五〇、六五八、六六七、六九四から六九九まで、七〇五、字桂木七〇六（次の図に示す部分に限る。）、七〇六の一、七〇六の五、畑上字コジロ一六三の一、字コジ谷一一六四から一一六六まで、一一六七の一、一一六七の二、一一六八、一一六八の一、一一六九の一、一一六九の二、一一七〇から一一七二まで、一一七四、一一七五の一、一一七五の二、一一七六、一一七七の一、一一七七の二、一一七八、一一八〇、一一八〇の一、一一八一、一一八二、一一八二の一、一一八二の二、一一八三、一一八四、一一八四の一から一一八四の五まで、字畑谷一二五九の一、一二五九の二、一二五九の七から一二五九の一七まで、一二五九の一九、一二五九の二一、一二五九の二三から一二五九の二八まで、字池黒谷一三七三、一三七四、一三七四の一から一三七四の九まで、日高町知見字小杉一七九の一（次の図に示す部分に限る。）、一七九の一七から一七九の三一まで、出石町袴狭字トイシバ一四一の三から一四一の七まで、出石町口小野字坂ノ浦三七の一、三七の一三から三七の一五まで、但東町東中字小早谷二五の一、二五の二、二五の四から二五の八まで、二五の一四から二五の一七まで、二五の二〇から二五の二五まで、字大早谷三七の一、三七の一〇から三七の一六まで、三七の二七、三七の二八、三七の三一から三七の三六まで、三七の四三から三七の四六まで、三七の五二、三七の五四から三七の五九まで、三七の六一から三七の八六まで、三七の一〇〇、三七の一〇九、五〇の一、字早谷四一三、四二〇

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字コジ谷一一六七の一、一一六七の二、一一六八、一一八四（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市福成寺字桂木七〇六（次の図に示す部分に限る。）、但東町小坂字大光寺三四の一〇九

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字桂木七〇六

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町細見字大谷八〇、八九の一、八九の二、九〇、九一、九七、九八、一一六の一、一一六の三、一一七の一から一一七の六まで、一一八の一、一一八の二、一一八の四、出石町福見字カンノフジ一〇一の二、一〇八の一から一〇八の七まで、一〇八の九、一〇八の一〇、一〇九の一、出石町暮坂字下谷八三の一、八三の二、八三の四から八三の九まで、字ハン入谷五九（次の図に示す部分に限る。）、但東町中藤字アツヱ二九の一、二九の五、二九の六、二九の一一から二九の三一まで、二九の三九から二九の四四まで、但東町坂津字奥山東側九三の一、九三の二、九三の四、九三の六から九三の一五まで、九三の三八から九三の四二まで、但東町正法寺字般若四五の一三、四五の一四、四五の二三、四五の四九、四五の八二から四五の八五まで、四五の九五、四六から四八まで、五三、五四、但東町佐田字平地二二の一、二二の四、二二の八、二六の二、二七から三〇まで、但東町小坂字蔵谷二の一九から二の二三まで、二の二九から二の三一まで、二の三七、二の三九から二の四九まで、二の六から二の七三まで、二の七六、二の一〇から二の一一三まで、字大光寺三四の二、三四の二九から三四の三三まで、三四の三五から三四の四一まで、三四の四三から三四の四九まで、三四の五四、三四の五九、三四の六〇、三四の一〇三、三四の一〇四、三四の一一五から三四の一一七まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。